

同性婚問題のゆくえ—新しい家族の絆を求めて—
結婚の自由をすべての人に訴訟から考える「婚姻の平等」
女性プラザ祭 2024 トークセッション報告

中谷 衣里・高橋 友佑・加藤 喜久子・林 美枝子・後藤 佳怜

北海道ジェンダー研究会

2025年10月

同性婚問題のゆくえ—新しい家族の絆を求めて— 結婚の自由をすべての人に訴訟から考える「婚姻の平等」 女性プラザ祭 2024 トークセッション報告

中谷 衣里 1・高橋 友佑 2・加藤 喜久子 3・林 美枝子 4・後藤 佳怜 5

- I 解題
- II 講演
- III 質疑応答
- IV おわりに

I 解題

北海道ジェンダー研究会は、2024年11月8日（金：18：30～20：30）、女性プラザ祭の催しとして、トークセッション「憲法カフェ9」を開催いたしました。会場の「かでの2・7」には、取材三社の記者を含め43名が来場しました。本冊子は、その講演内容を中心にまとめたものです。

当研究会は、「憲法カフェ」と題するトークセッションを9年前から継続してきました。第7回目は、新たに成立した「困難な問題を抱える女性支援法」の施行、第8回目は「母体保護法」の前身であった「優生保護法」に焦点を当てました。憲法で規定された個人の人権、幸福の追求権が、それらの法律を通して実現するには、あるいは人権侵害が繰り返されないためには何が必要なのかを考えるテーマでした。

さて、第9回目の今回、私たちがとりあげたのは、同性婚問題です。近年日本でも、同性同士の結婚を求める訴えが五つの地域で同時並行的におこされ、地裁、高裁の判決が次々と出される状況となってきました。これらの裁判では、婚姻を定めた現民法の拠である憲法規定が、性を同じくする者同士の結婚の自由を認める根拠になるのかどうか、問われることになりました（注1：次ページ）。まさに、社会変化の新たな局面における司法の役割が問われる事案であり、運動であるとみられます。

-
1. なかや えり：NPO 法人北海道レインボー・リソースセンターL-Port 代表理事、結婚の自由をすべての人に北海道訴訟原告（II、III）
 2. たかはし ゆうすけ：さっぽろ法律事務所弁護士（II、III）
 3. かとう きくこ：北海道情報大学名誉教授（I、IV）
 4. はやし みえこ：日本医療大学総合福祉学部教授（I、IV）
 5. ごとう かれん：毎日新聞社記者（I、IV）

その社会的意味について、少し掘り下げてみたいと思います。

私たちは学校教育で三権分立について学んできました。三権分立とは、国家の統治機構として国家権力を司法・立法・行政の三つに分けて均衡を取り、権力の濫用を抑制して、国民の人権を守る仕組みです。

司法のもつ違憲立法審査権は、国会が作る法律が憲法に合っているかどうかを審査する権限です。しかしながら、時代が進むにつれて、法律が現実と合わなくなる場合がでてきます。例えば、日本では、高度経済成長後、農村から都市部への人口移動が進み、人口分布に過密過疎という偏り現象が生じました。その結果、選挙区の定数に対する1票の重みに不均衡が問題になりました。そのため、司法がこの状況を違憲と判断し、その後に国が選挙法を改正して定数是正の対応をとらざるをえなくなりました。司法のもつ違憲立法審査権が新たな法制度を導きうる時代に入ってきているといえるでしょう。

今回の同性同士の結婚の自由を求める裁判では、憲法でそれが認められるかが焦点となっています。裏返せば、それを認めないことが憲法違反となるかが問われているのです。現在の民法と戸籍法では、婚姻における夫婦とは男女のカップルとされています。これまでは社会通念上も、それが当たり前とされてきました。しかし、同性同士の婚姻を望む少数者たちが声をあげ、社会においてそれを容認する風潮が強くなると、世論調査でも「同性同士の結婚を認めてよい」という意見が増えてきます。現在の日本でどうかというと、2023年の新聞各社の全国調査では「同性婚を法的に認めるべき」の賛成は、朝日新聞72%（2023.2.18-19）、NNN・読売新聞66%（2023.2.17-19）、毎日新聞54%（2023.2.18-19）と半数を超えています。新たな憲法解釈が生み出される可能性がある時期に来ているともいえるかもしれません。

「結婚の自由をすべての人に訴訟」は、札幌だけでなく、大阪、東京、名古屋、そして福岡で同時に展開されてきました。それぞれの地方裁判所、高等裁判所での判決に微妙な相違が生じているのは、憲法解釈の違いによると理解されます（注2）。

婚姻が男女の間で成り立つ関係であるという見方に対して、同性同士の婚姻を否定していないという観点から、憲法に基づき文言を読み替えるという高次の法解釈により、同性同士の婚姻を認めないことが憲法違反であるという判決がだされることとなります。今回登壇の講演者が原告である裁判では、札幌地裁判決、札幌高裁判決で違憲判決が出され、一定の方向が見えてきているようにも思えます。

札幌地裁、札幌高裁での違憲判決は、最終的にどのような結果をもたらすでしょうか。今回、お二人の講演をうかがい、この訴訟が新たな時代の展望を拓くものであってほしいと願っております。

（注1）原告たちは、本裁判で、民法及び戸籍法の規定が同性同士の婚姻を認めていないことが、憲法13条、14条及び24条に違反しているとして、国に対する慰謝料の支払いを求めている。

（注2）法の下での平等を定めた憲法14条1項については、札幌地裁（2021年3月）、名古屋地裁（2023年5月）が違憲とし、婚姻と家族に関する事項を定めた憲法24条2項については、名古屋地裁が違憲、東京地裁（2022年11月）と福岡地裁（2023年6月）が違憲状態としている。その後、二審では、札幌（2024年3月）、東京（2024年10月）、福岡（2024年12月）、名古屋（2025年3月）に続いて、大阪（2025年3月）と、すべてで14条1項、24条2項に違反するという違憲判決が出されたが、賠償責任については棄却された。

II 講演

タイトル：結婚の自由をすべての人に訴訟から考える「婚姻の平等」

講演者：中谷 衣里（結婚の自由をすべての人に北海道訴訟原告）

：高橋 友佑（さっぽろ法律事務所弁護士）

自己紹介

高橋： みなさん、こんばんは。本日は、結婚の自由をすべての人に訴訟から考える「婚姻の平等」ということでお話していきたいと思います。最初は簡単に私たちの自己紹介をさせてください。

中谷： 私は中谷衣里と申します。1991年、旭川生まれです。私はレズビアン当事者で同性のパートナーとは17年目の交際です。今日、お話を「結婚の自由をすべての人に北海道訴訟」の他に、NPO法人L-PortというLGBTQの当事者支援の活動などを行っています。こちらが私と私のパートナーです。私のパートナーは顔や本名を出してこの訴訟に臨んでいませんので、今日は似顔絵で失礼いたします。私たちは交際を始めて16年になりました。セクシュアリティについては、二人ともシスジェンダー(注3)でレズビアンの当事者であるということをお認めしております。

高橋： 私は高橋友佑と申します。札幌弁護士会に所属している弁護士です。今は弁護士5年目で、もうそろそろ6年目になります。弁護士としていろいろな活動をしてはいますが、まさに「結婚の自由をすべての人に訴訟」の北海道弁護団として活動をしています。趣味としては、朝4時起きて筋トレに行き、誰もいないジムで筋トレをするのが好きです。あとは、すすきの（札幌繁華街）に週5～6回くらい飲みに出歩いています。今日もこれが終わったらちょうどいい時間になるので、どこに飲みに行こうかなと考えています。

本日のテーマは「結婚の自由をすべての人に訴訟」から考える「婚姻の平等」です。この法的問題を考えるには、前提としてLGBTや性的マイノリティに関する知識が必要になりますので、みなさんもお存じかと思いますが、簡単に基本的なことを説明します。

LGBTQ+とは？

中谷： LGBTQの基礎知識です。ご存じかと思いますが、LGBTQというのは、LとGとBとTとQといういろいろな性のあり方、セクシュアリティをもつ人たちがいてその頭文字をとってまとめた言葉になります。それぞれが何を意味するのかは、ぜひ後ほど休憩時間に目を通していただければと思います。最近LGBTQの後ろに+（プラス）という記号が付くようになりました。この+（プラス）はLGBTQの五つ、あるいは六つ(注4)のセクシュアリティだけでは表せない多様なセクシュアリティを包摂する意味でついています。ちなみにLGBTQはどれくらいいるのか？という国内調査も行われていて、人口の約3%～10%くらいいると言われています。例をあげると左利きの人、血液型がAB型の人、日本の四大苗字をもつ人と同じくらいの比率で存在

(注3) 性自認と出生時に割り当てられた性別が一致する人のこと

(注4) アルファベットの頭文字自体は5文字だが、Qには「クィア」「クエスチョニング」という二つのセクシュアリティが包含されているため、六つと述べた。

すると言われているそうです。

なぜ同性婚訴訟ではなく「結婚の自由をすべての人に訴訟」なのか？

高橋： では、「結婚の自由をすべての人に訴訟」の内容の説明に入っていきますが、一つ確認をしたいこととして、この訴訟はよくメディアなどで短い言葉で「同性婚訴訟」と言われたりすることもあります。ですが、私たちは基本的に「同性婚訴訟」とはあまり言わないようにして、「結婚の自由をすべての人に訴訟」と言うようにしています。その理由を教えてください。

中谷： この訴訟は独立した二人の大人が結婚するあるいは結婚しない、これは結婚できないということではなく「するか、しないか」そういう選択ができる自由を求めている訴訟なので「結婚の自由をすべての人に訴訟」と言っております。「同性婚」と言ってしまうと新しい何か、今は「異性婚」ができますが、異性婚ではない同性婚という新たな婚姻制度を求めていると読み取られる可能性のある言葉だとも感じていて、新しい「同性婚」という制度で私たちのような同性カップルの婚姻の自由を保障してということではなく、今の異性同士が自由に選択して使える婚姻制度に、戸籍の性別が同じ同性カップルも組み込んで欲しいと思って、そういう気持ちでこの「結婚の自由をすべての人に訴訟」とつけています。

この訴訟をするにあたって、よく同性愛の人たちのためだけの運動というようにとられることが多いです。実は戸籍の性別が同じなカップルの人たちのなかにもいろいろな性自認があります。自分はどんな性だと思ふかという認識に関わらず、戸籍の性別が同じだと結婚ができないのです。

例えば、私の友人 A についてお話をします。友人 A とそのパートナーさんは共に 30 代で、職場で出会って交際をしています。二人とも会社勤めで一緒に賃貸マンションで共同生活を送っています。この友人 A とそのパートナーは異性愛のカップルです。異性愛のカップルであるこの二人も結婚の自由、つまり同性同士でも結婚できる社会というのを求めています。なぜでしょうか。それは、友人 A はトランスジェンダー男性だからです。生まれたときに割り当てられた性別、或いは戸籍にかかっている性別は女性です。一方で、職場や友人付き合いなど「社会生活上の性」は男性として生活しています。ですから、ぱっと二人を見たときは男性と女性の異性同士のカップルだと見えますし、本人たちも異性同士のカップルであると認識しています。でも友人 A は戸籍変更をしておらず、女性の戸籍です。パートナーは女性の性別を割り当てられていて、且つ自身のことを女性だと自認している方なのですが、戸籍上では二人は同性カップルとなってしまっていて結婚はできません。ですからいろいろな性のありかたを持つ人がいるということを前提として、私たちは「結婚の自由をすべての人に」と呼んでいます。

なぜ訴訟なのか～政治のダイナミズムの中での訴訟の位置付け～

高橋： では、具体的に「結婚の自由をすべての人に訴訟」の説明に入っていきますが、ちょっと変わったところから説明をしたいと思います。それは、そもそもなぜ私たちが訴訟という手段で戦っているのかという点です。同性同士の結婚ができないという状態を解決する方法は訴訟だけではないかもしれませんが、数あるいろいろな方法があるなかで、なぜ私たちが訴訟という手段を選んだのか、そもそも訴訟というのは何だろう、まずその根源的な部分から説明してみようかと思います。

まず、無人島をイメージしてください。ここには誰も住んでいません。ここに A さんが流れ着き

ます。Aさんはこの島で暮らしていくことになるわけですが、一人っきりなので何をしても自由です。深夜に大声で歌っても自由ですし、木の実もフルーツも取り放題です。好きな時間に寝て、好きな時間に起きるということも自由です。ところがそこにもう一人 Bさんという人が出てきたとしましょう。そうすると、ある場所に人間が二人以上になるとそこには社会が生まれるという表現をされたりもしますが、Aさんは途端に自分の自由に暮らすことができなくなってしまいます。夜中に大声を出すとBさんに迷惑がかかってしまうし、木の実やフルーツを乱獲してしまうとBさんの分がなくなってしまいかもしれない。なので、人が二人以上になった瞬間、そこにはルールが必要になってくる。これは感覚的に理解できると思います。人数が5人に増えるとルールの種類も多岐に渡っていくでしょう。ではそのルールは誰が作るのかということが問題になります。島に5人程度であれば、みんなで仲良く話し合っ、みんなに適用されるルールを一緒に作りましょうということが出来るかもしれません。ところが島民の人数が100人になったり、1,000人になったり、現在の国家のように、日本のように一億人を超えたりだとか、そういう状態になると、みんなで話し合ってルールを作ることはできなくなくなります。

では、次に島民はどんなことを思いつくと思いますか。自分たちの代表者を選んで、その代表者に話し合ってもらってルールを作ろう、こういう思考に至るわけです。それが正に現在でいうところの「国会」(立法)です。自分たちの代表者を国会議員として、国会に送り込んで国会で法律を作ってもらい、ルールを作ってもらいます。

ルールは作りっぱなしでは意味がないので、そのルールに従って島の運営を行う組織も必要になってきます。それが現在でいうところの「内閣」をトップとする行政組織です。「内閣」(行政)とは、国の運営を行っっていく人たちです。例えば、内閣総理大臣、国務大臣をはじめとして、警察だったり、消防だったり、税務署も行政組織、市役所も行政組織です。このように国会がルールを作り、そのルールに従って国を運営して行く行政という組織も作るようになるわけです。

私たちが選んだ代表者で組織される国会が、いつも正しい法律を作ってくれれば何の問題もありません。正しい法律を作ってくれればその法律に従っ、行政が国の運営を行っっていくので正しい政治が実現されて私たちは幸せに暮らしていける。ところが、国会議員も人間なのでいつも正しい法律を作るとは限りません。間違った法律を作っってしまうということがあるわけです。まさに私たちがこの訴訟において、国会が作った法律が間違っっていると主張しているわけです。国会が婚姻に関して、「民法」「戸籍法」という法律を作りましたが、この法律では、同性同士は結婚できないことになっています。私たちとしては、この法律は間違っっているのではないかと思っています。では、この島に暮らすAさんが同性愛者だとしましょう。Aさんが自分も同性と結婚できるようになりたいと考えた場合、どうすればよいでしょうか。普通に考えてみましょう。同性同士の結婚はできないという法律を作っているのは国会なわけですから、国会にお願いをして法律を変えてもらうというのは、まず最初に思いつくことだと思います。テレビでも、一定の政策を実現したい人達が、国会前に集まっ、国会議員にアピールしている姿を見たことがある人もいると思います。これも正しい法律を実現する一つの重要な方法ではあります。ですが、先ほど中谷さんから説明があっ、たように、この国にはLGBTが全体の3%~10%くらいしかいません。仮に彼らが一丸となっ、て東になったとしても大した数ではありません。ですので、今いる国会議員の人たちに同性同士が結婚できる制度を作っ、てくださいとお願っ、して実現するのは、事実上不可能です。

では次にどんな方法が思いつくでしょう。今の国会議員たちが考え方を変えてくれないのであれ

ば、同性婚に賛成している国会議員を新たに国会に送りこめばいいということになります。国会では、法律は議員の過半数で可決して決めますから、国会を構成する議員の過半数が同性婚に賛成していればいいわけです。ところがこれも先ほどと同じように難しい。LGBT というのは多く見積もっても 10%です。彼らが一丸となって選挙に行って、同性婚に賛成する議員を当選させたとしても、同性婚に賛成の国会議員を国会の過半数を構成出来るほどを国会に送り込むことはできません。というわけで、この国（島）に暮らす A さんが同性婚をしたいと思って国会に働きかけても、なかなか国会という方向性から自分の権利を実現するのが難しそうです。

国会がダメならば、次にこの件を持ちかける相手はどこが思い浮かぶでしょうか。先ほど、法律を作るのは国会としても、実際に国の運営を行っていくのは内閣をトップとする行政だというお話をしました。結婚の制度を作ったのは確かに国会なわけですが、私たちは婚姻届を国会に提出しに行くわけではない。市役所や区役所に提出すると思います。その市役所と区役所というのはまさにこの行政の組織の一部組織です。市役所にいる戸籍事務を担当する行政の職員が婚姻届の受理や、その受理に基づいて戸籍を新しく作って二人が結婚をしたという状態を戸籍に公示する手続きをします。そこで、A さんは、国会ではなく、市役所に行って同性婚を認めてくれませんかと願う方法が次に考えられます。実際に中谷さんはそれを行ったわけです。

中谷： はい。そうですね。私たちは裁判を始めるにあたって、婚姻届を出したけれど不受理になってしまったということを証明として提示しなければならなかったのです。なので、2019 年 1 月に札幌市中央区役所に行って、私とパートナーで婚姻届を提出してきました。これを出すときには、裁判のためだな…と思いながら行ったのですが、たまたま婚姻届の提出を待っている時に目の前に異性同士のカップルの方が婚姻届を出しに来ていて、その人たちはすごくうれしそうな顔をしていて、周りの家族にも「おめでとう」「よかったね」と祝福されながら、婚姻届を出していたのです。きっとその二人の婚姻届は間違いなく受理されて、法律上は家族になる異性同士のカップルだったと思うのですが、一方、次に順番を待っている婚姻届は間違いなく突き返される婚姻届だったのです。祝福される異性カップルと私たち同性カップルの差を見て、やはりこの国で同性婚は認められないのだなという現実を突きつけられた気がしました。

婚姻届を出すときに私たちだけだと不安だったので、弁護士の方に一緒に来ていただいたり、報道の人などもニュースに出すために撮影や取材に来ていたりしたのですが、その場にいる区役所の受け取り担当の職員の方も、みんな不受理になるとことをわかっていたので、誰も「おめでとう」など言えなかったし、そういう祝福する空気には到底なっていませんでした。あらためて、婚姻届を出すときに同性カップルが前に立ったら、かたくなに開いてくれない自動ドアのような冷たい現実を味わった瞬間でした。

これが実際に提出した婚姻届です。いきなり突き返される訳ではなく、一旦は受け取ってもらえましたが、一週間たたないうちにそのまま戻ってきました。戻ってきたときにこのオレンジの矢印で示している部分に小さな紙切れが貼付けられました。「この婚姻届は、女性同士を当事者とする婚姻届は不合法なので不受理処分としましたので戻します」ということが札幌市中央区長のお名前と印鑑が押された状態で戻ってきました。

高橋： 市役所が婚姻届などの受理を担当していますが、仮に市役所の担当職員がどんなに中谷さんカッ

プルの結婚を認めてあげたいと思っても、彼らは認めることができません。婚姻届を不受理とするしかないのです。それはなぜかという、行政は、国会との関係であるルールに縛られているからです。これを「法律による行政の原理」と言います。これは内閣をトップとする行政の組織は国会が作った法律に基づいてしか国の運営を行ってはいけませんというルールです。ですから、国会が同性同士は結婚できないというルールを作ったわけですから、それに行政は縛られるので、婚姻届は不受理にせざるを得ない。こういうことになるわけです。そうすると A さんは国会に言っても難しい、行政の一部である市役所に言ってもだめだということになると、もう諦めてこの国を出ていくしかないのか。そんなはずはありません。

国会というのは人間が法律を作る場なので、必ず間違いの法律を作ることがある。その場合の手当を私たち人類は歴史のなかで何も用意してこなかったというはずはないわけです。国会が何か間違ったルール（法律）を作った時に、それを正す機関が必要であり、今の近代国家はどこもそれを置いています。それがどこだか、もうお分かりだと思います。これが「裁判所」という組織です。

裁判所というのは、とても重要な権限を持っています。それは、国会が作った法律が果たして正しいか、正しくないかと判断する権限を持っています。では、何に照らして正しいか、正しくないか判断するか。裁判官の個人的な心情や価値観だけで判断するのでしょうか。それでは基準として不明確です。そうではなく、国会が作った法律が何に照らして正しいか、正しくないか判断するための基準がこの国には用意されています。それがまさに「憲法」というものです。裁判所というのは国会が作った法律が憲法に照らして、正しいか、正しくないかということ判断する、そういう権限が与えられている機関です。

「憲法」というのは、基本的には人権について定められた法律ですので、言い換えれば、裁判所は国会が作った法律が「人権侵害」になっていないか、これをチェックする権限を有しているということになります。このように裁判所が国会に対して有している、国会が作った法律が憲法に違反しているかいないかを審査する権限のことを「違憲立法審査権」と言います。

私たちは同性婚をしたいのだけれど、国会にかけあっても無理だし、行政は受け付けてくれないということで、最後の砦、最後の手段として裁判所に行って訴えを提起して、そのなかで同性同士の結婚が認められない今の法律が憲法に違反しているということ判断してくださいとお願いすることになります。よく司法、裁判所というのは人権保障の最後の砦だと表現されますが、それはまさにこのことを指しています。

そのようなわけで私たちは、2019年2月14日に札幌地方裁判所に同性同士の結婚が認められていない現在の法律は憲法違反だということで訴訟を提起しました。中谷さん、訴訟提起にあたっていろいろな思いがあったと思います。教えてください。

なぜ原告になったのか

中谷： はい。ではなぜ私が原告になったのかという話をしたいと思います。私がレズビアンであると自認した14歳の時にさかのぼると、当時、日本で私は本当に好きな相手（女性）とは結婚できないということは14歳の自分でもわかっていました。自分の同性が好きだという性的指向に気が付いた時には、一気に目の前の未来が真っ暗になったのを覚えています。このままレズビアンとして生きていくのなら、本当に好きな人と結婚することも誰かと家族になることも、子どもを持つことも諦めて一人で死んでいかなければならないのだということを思いました。そして、年を経て、27歳

の時にこの訴訟の弁護団の一人から、「こういう訴訟をやるから原告になりませんか」という提案をいただきました。その話をされるまで私はこういう法制度の違憲性を問う訴訟がある、そういう風にして社会が変わるかもしれないということを知らなかったのです、すごく画期的だなと思いました。この訴訟がうまくいけば、私も自分のパートナーと結婚する未来が、日本に住んでいる限りはあきらめなければならぬと思っていたけれど、あきらめなくていい社会、未来が来るかもしれないと思えたので、原告になりました。

この訴訟の他に今、社会の動きとして「パートナーシップ宣誓制度」というのがあります。これは2015年ころから、地方自治体独自の取り組みとしてその町に住んでいる同性カップルの人たちの気持ちを受けとめる制度として始まっているのですが、このパートナーシップ制度だけではカバーしきれない、「相続権」「共同親権」「税制面の優遇」など、そういった課題が置き去りにされていたので、これらの課題を解消する意味でも訴訟を通じて法律が変わるのが有効なのではないか、そう思って原告になりました。

同性同士で生きてるとやはり同性同士ということだけでいろいろな場面で制度の外に追いやられていると実感しています。これまでこの国はあなたたちの関係を法的には認めないから、この制度やこの保障も受けられませんというように私たちに迫ってきていて、それは制度的な不利益だけではなく、自分たちの気持ちもどんどん蝕んでいったように思います。私たちは社会の中で認められないような関係で同性同士のカップルよりも劣った存在なのだ当事者に思い込ませて、同性同士で生きることへのプライドを奪っていくものかなと感じています。そういう意味でもこの訴訟を通して、同性同士の人も当たり前自分たちの暮らしをもっと幸せに過ごせるような社会にしたいと思い原告になりました。

訴訟の具体的な内容

(1) 当方の主張

高橋： というわけで、同性婚をしたい A さんがどうして訴訟という選択をしたのか、せざるを得なかったのか、というところまで説明をしました。では具体的にその訴訟の中ではどんな主張をしているのかを説明します。

先ほど、裁判所がやってくれることは、国会が作った法律、すなわち今の同性婚はできないという法律が憲法に違反をしているのか、していないのかということ判断し、もし違反をしている場合には法律を変えなさいと国会に強制することなのですが、単に憲法に違反していることを判断してくださいと裁判所に訴えてもだめなのです。憲法というのは、ご覧になった方もいるかもしれませんが、大体 100 条くらいまでの条文があるので、憲法のどの条文に違反しているのだということ特定して裁判所に訴えないといけません。

私たちは訴訟の中で、憲法のいくつかの条文に違反していると主張しているのですが、ここでは中核となる二つの条文を紹介します。まず憲法 24 条 1 項です。「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の努力により、維持させなければならない」と定めた条文です。これは何を言っているのか、ちょっと分かりにくいですが、これは解釈によって、「婚姻の自由」を定めた条文と理解されています。婚姻の自由とは、いつ誰と結婚するのか、しないのかという自由です。そうすると私たちは、憲法 24 条は婚姻の自由を保障しているのに、現在の法律は同性愛者の結婚の自由が認めていないので、憲法 24 条に違反していると訴訟

で主張しています。同性カップルの婚姻の自由が果たして憲法 24 条が保障する婚姻の自由に含まれるのか、ということが争点の一つということになります。

二つ目の条文は憲法 14 条 1 項です。これは有名ですね。「すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」、これはいわゆる平等原則を定めた条文です。人と人を異なって扱う時にそこに合理的理由、きちんと説明できる理由があれば異なって扱ってもいいが、合理的理由がないのに人と人を区別して扱うことは、「差別」であって許されないということを定めた条文です。果たして、異性愛者は結婚できるのに、同性愛者が結婚できない、その区別の「合理的理由」は「ある」のか、どうなのか、私たちは「ない」と主張しています。同性愛者は結婚できない、異性愛者は結婚できる。その区別に合理的理由があるのかどうか、すなわち憲法 14 条 1 項に違反しないかが訴訟の中のもう一つの争点になっています。

(2) 国の反論とその妥当性

これに対して、「国」がどのような反論をしているのかを説明します。

まず、争点の一つ目、憲法 24 条は婚姻の自由を定めた条文ですが、果たしてその婚姻の自由に同性カップルの婚姻の自由を含んで解釈するかという点に関してですが、国は当然同性カップルの婚姻の自由は含まれていないと主張しています。理由としては、憲法 24 条 1 項に「両性」とか「夫婦」とか、そういった男女を前提としている文言が使われている、だから憲法 24 条 1 項が定めている婚姻の自由はあくまでも「異性間の婚姻の自由」であって、「同性間の婚姻の自由」は含まれていませんというものです。それに対して私たちは、この国の反論は的を射ていないと考えています。憲法 24 条 1 項が両性の合意のみに基づいて婚姻が成立すると定めた趣旨というのは、もともと今の憲法が作られる前の戦前の憲法では、両性の合意、二人の合意のみでは結婚ができなかったわけです。「家制度」という言葉を聞いたことがあるかもしれませんが、今は一定の年齢に達していれば、二人の合意のみに基づいて結婚ができます。ところが戦前は「戸主」と呼ばれる家の偉い人の合意が無かったら結婚ができないという制度になっていました。それはおかしいでしょう、結婚というのは一定の要件さえみたせば、愛し合う二人が結婚したいと思えばそれだけで結婚ができるようにすべきでしょう、という趣旨で「両性」の合意と定めたわけであって、そこにことさら同性間の関係を排除する意図、趣旨は全く考えずに使われた言葉でした。

私たち法律家というのは、文言の辞書的な意味だけに捉われるのではなく、その文言が使われた背景まで遡って、その文言を解釈します。これはある意味当然の話です。例えば、賃貸者契約をするときに、規約に猫や犬は飼ってはいけませんと書かれていた時に、犬や猫は飼ってはいけないと書かれているのだから、じゃあカワウソは飼っていいのかとか、ライオンは飼っていいのかとか、そういうことにはなりませんよね。犬や猫は飼ってはいけないと書いてある趣旨は、騒音などを防止するためですから、当然、この規定は音を出す生き物全般の飼育を禁止している規定だと解釈するわけです。ということで、「両性」という文言が使われているからといって、同性間の婚姻ができない、保障していないということにはなりませんよ、ということを私たちは主張しています。

もう一つの争点、異性間は結婚できるのに同性間で婚姻できないことは不合理な差別として憲法 14 条 1 項に違反しないかという争点に関してですが、国は当然、第 14 条 1 項に反しない、平等原則に反しないと言っています。理由はというと「結婚というのは子どもを産み育てるための共

同生活を営む関係に対し、法的保護を与える」ものなので、子を産まない同性カップルが結婚できないことは合理的な区別だというわけです。それに対して私たちは、結婚の目的としてより本質的に重要なのは愛し合う二人が一緒に共同生活を行っていくという、その関係を保護することにあるのだから、子を産まない同性カップルも結婚ができないとおかしいと主張しています。

中谷さん、国からの反論のなかで、今私が言ったことを含めて、何か印象的なものがあったら教えてください。

(3) 国の反論への印象

中谷： はい。まずは国からの反論で「結婚というのは、子を産み育てる関係を保護することにある」というところですね。一方で実情として、今結婚できる人とできない人はどこで区別されているのかというと、戸籍の性を基準に異性同士か同性同士かで区別されている訳です。戸籍の性が同じ同性カップルは結婚ができないわけです。そして、戸籍の性が異なる異性同士のカップルは結婚が一律で認められているわけです。もし、この反論通りに子を産み育てる関係性を保護するというのであれば、例えば、異性同士のカップルのなかに自然生殖が可能なカップルと自然生殖が不可能なカップルがいて、50代、60代で結婚をする異性カップルや、獄中婚、臨終婚だとか、そういう結婚は認められないわけです。今の法律で結婚できるかどうかの線引きが、生殖可能か不可能かということにあるのならまだわかるが、そうではない、そこからいうところの主張は何なのだろうと思っています。婚姻されている関係を保護するというところでいうと、子どものいない異性カップルの人たちも、まるで本来は婚姻制度で保護されるべき存在ではないのだよと言っているのと同じであって、同性カップルの人たち以外の多様な生き方をしている異性同士のカップルの人たちでさえ、差別的に取り扱っている言い方なのではないかと思いました。

あともう一つ、こういうことも言っています。「同性愛者の人でも異性とは結婚できるから、結婚ができないわけではない」、これの意味はわかりますか。私たちは同性愛者として、本当に好きな同性のパートナーと結婚したいと訴えているのに、異性同士の結婚が同性愛者でも使えるのだから、結婚できないわけではないよねという反論ですね。まるでこの訴訟の本質を無視するような反論で非常に印象に残りました。まるでそんなに婚姻制度を利用したいなら、性的指向を捻じ曲げてでも異性と結婚すればいいじゃないかと言われるような気持ちになりましたし、国側も正当な反論を出せずに苦し紛れの反論を出してきたような印象を受けました。

(4) 札幌地裁判決とそれへの感想

高橋： 次に、裁判所がこれらの争点に関してどんな判決を言い渡してきたのかを説明したいと思います。まず、札幌地裁は違憲判決でした。同性カップルに対して、婚姻の効果を法律が一切与えていないことは違憲だと画期的な判断をしました。この判決は全国で初めての判決で、かつ違憲判決だったので全国的にニュースにもなったのは皆さんもご存じかと思います。中谷さんはこの判決を法廷で聞いたと思いますが、どんな感想をもちましたか。

中谷： 事前に弁護団のみなさんからは初めての違憲性をめぐる裁判で、違憲判決が出ることは非常に稀なので、違憲判決が出なかったとしても落ち込まないように、と説明をされていました。法廷で実際に裁判長が判決要旨を読み上げていたときには、正直なところ文章が長いのと、主語と述語の構

造がとても複雑だったので、私は全然理解ができていませんでした。ただ弁護団の皆さんが途中から泣き出したのと、傍聴席に記者席が設けられているのですが、裁判長の読み上げの途中で記者席から一斉に十数人の記者が外に飛び出していったのを見て「ああ、これは違憲判決が出たのだ」と、その場の雰囲気でも確信しました。この判決をきっかけに社会は必ず変わっていくのだと実感したし、私も自分の性的指向を理由に法律で差別されてはいけないのだということを実感し、とても嬉しかったです。

(5) 大阪地裁判決との比較

高橋： 素晴らしい札幌地裁判決だったのですが、そのすぐあとに出たのが大阪地裁の判決です。大阪地裁の判決は合憲判決です。同性間で結婚ができない今の法律は別に憲法違反ではありません、そういう判決が出ました。

もう少し詳しく二つの判決を比較してみたいと思います。まず、婚姻の自由を定めた憲法 24 条に同性婚の自由も含まれるのかという争点に関する比較です。札幌地裁は、この点は保障されませんよと言っています。条文の文言に「夫婦」や「両性」と書かれているのだから、これは同性婚を保障している条文とは言えないというのが札幌の判決です。一方で、憲法 24 条は同性婚の自由は保障しないけれど禁止まではしている条文ではないと言ってくれました。

一方で大阪地裁は、憲法 24 条は同性婚の自由は保障していないが禁止もしていないと判断しました。この点については札幌と同じです。理由も大体同じですね。保障がされない理由は「両性」や「夫婦」という文言が使われているからです。憲法 24 条 1 項についての判断は札幌地裁も大阪地裁も変わりはありませんでした。

両方で判断が異なったのは、憲法 14 条 1 項の平等原則に反するか否かという争点に関してです。札幌地裁は、性的指向は自らの意思で選択・変更できない個人の性質であり、そのような事由に基づく区別取り扱いが合理的根拠を有するか否かは「真にやむを得ない」ものであるという観点から慎重に検討すべきだと言いました。性的指向というのは、ある日突然、私は同性愛者になろうとか、異性愛者になろうとか選べるものではなく、多くの場合は生まれたときから決まっていて、自分の意思で変えることができないものと言われています。このように誰のせいでもないことについて区別がおこなわれている場合には、それが差別に当たるかどうかの判断は慎重にやりましょうという基準を立ててくれました。さらに、札幌地裁は、夫婦の共同生活自体の保護も婚姻の重要な目的であると言ってくれました。その上で、区別を正当化するだけの合理的な根拠はありませんということで、憲法 14 条 1 項に違反すると結論付けました。

一方、大阪地裁は、「異性間の婚姻は男女が子を産み育てる関係を社会が保護する制度」だということを言っています。また、同性のカップルが結婚できなかったとしても、それによる不利益は契約や遺言等を用いることによって相当程度、解消ないし軽減されているということも言いました。これは何を言っているのかというと、同性婚ができないことで様々なデメリットがあります。細かいことをあげると、例えば結婚ができていたら、遺言書など何も作ってなくても片方が亡くなった時に、財産がもう片方に自動的にいく仕組みになっています。あるいは結婚していたら何も契約を結ばなくても結婚をしていることそれ自体で、例えばお互いの生活を助け合わなければいけない扶助義務や一緒に同居しなければいけない同居義務など、そういった権利義務が発生するのですが、同性間だと結婚ができないのでそういった効果を得ることができない。この点大阪地裁

はパートナーに財産を残したいのなら遺言を作ればいいでしょう。同居義務や扶養義務など発生させたいのであれば公証役場にいった公正証書を作って契約をすればいいと言うわけです。しかし、遺言を作るといっても大変なのです。弁護士に遺言作成を依頼すると、20万円前後はかかりますし、公正証書作成もかなりの手間と費用がかかります。結婚だと婚姻届という紙切れ一枚出すだけなので無料ですよ。

また、大阪地裁は、パートナーシップ制度の広がりにより、同性カップルと異性カップルの享受し得る利益の差異は相当程度解消ないし緩和されつつあると言っています。札幌地裁は、パートナーシップ制度は広がっているという事情を、国民の同性婚に関する理解が得られていることを示す事情として用い、なのに同性婚がないのは違憲だという方向に持っていったのですが、大阪地裁は逆方向に使っています。すなわち、パートナーシップ制度は広がっているということは、同性婚を法制度化する必要性が減少している事情として用いたのです。その上で大阪地裁は区別にただちに合理的根拠が認められないことにはならないということで、憲法14条1項に反しないと結論付けました。中谷さん、大阪地裁の判決をご覧になってどうでしたか。

(6) 大阪地裁判決に対する感想

中谷： そうですね、大阪地裁の判決のなかで、「男女が子を産み育てるような関係を保護するというのが目的だよ」とか、あとは「同性カップルと異性カップルの差というのは解消されているよね」というところ、当事者からすると全然そんなことはないと思っています。

この二つの判決を比べると札幌地裁は婚姻の目的というのは「当事者同士、結婚したい二人の親密関係の保護」と言っていて、大阪地裁は「男女が子を産み育てる関係性の保護」と言っています。あらためて大阪地裁の判決を読んだ時に「子どもを産み育てないカップルは婚姻によって保護されなくて当然だ」と言われているような思いでした。

また、「同性カップルと異性カップルの差が解消し緩和されつつある」というのは、果たして本当なのでしょうか。やはり私は当事者として18年位生きてきて、未だに制度的にも文化慣習的にも差別は残っていると感じています。そういう当事者の感覚とは程遠いと思うし、パートナーシップ制度で差がなくなったと本当に思っているのか。パートナーシップ制度とはどんなものなのかというのを裁判所は本当にわかっているのですか、とも思いました。またこの訴訟で大阪と札幌に限らず全ての自治体のなかで、原告の意見陳述や尋問がなされました。原告の意見陳述のなかでは当事者としての暮らしや、なぜこの法律が変わることを求めているのかというのを、原告当事者の言葉で伝えるという作業なのですが、そういった違憲陳述も大阪の原告たちはしているはずなのに、裁判官は聞いていなかったのかという風に思って憤った判決でした。

(7) 結論が違うのはなぜか

高橋： 札幌地裁と大阪地裁の結論は変わってしまったのですが、どうしてそのような結論の違いがでたのか。いろいろな要因があって、結論が違うわけなのですが、大きく二つのことが主に影響しているのではないかと思います。一つ目は、両者の判決は、結婚は何のための制度かということに対する捉え方が違うのです。札幌地裁は、夫婦の共同生活の保護、これが第一次的に大事な婚姻の目的だと捉えています。一方、大阪地裁は、結婚というのはあくまでも子どもを産み育てるための制度なのだと捉えています。

二つ目は同性愛者のようなマイノリティ、少数者の権利は誰が守るのか、という意識が札幌地裁と大阪地裁では大きく異なっています。札幌地裁はもちろん少数者の人権保障は裁判所の役割だと考えています。判決文では「圧倒的な多数派である異性愛者の理解又は許容がなければ、同性愛者は重要な法的利益である婚姻によって生じる法的効果を受取る利益の一部であってもこれを受け得ないとするのは、同性愛者の保護にあまりにも欠ける」という部分です。多数派の理解や許容がないと同性愛者の権利が保たれないのはおかしいと。言い方を変えると、多数派が反対をしていたとしても保障をしなければいけない権利があり、それを守るのが裁判所の仕事でしょうと札幌地裁は考えました。大阪地裁は逆です。少数者の人権保障は国会の仕事だと考えています。判決文だと、「差別や偏見の真の意味での解消は、むしろ民主的過程における自由な議論を経た上で制度が構築されることによって実現されるもの」という部分です。民主的過程における自由な議論を経た上で制度が構築というのは何を言っているのかというと、国民が同性婚について話し合っただけで同性婚に賛成だという空気を醸成し、同性婚に賛成の国会議員をたくさん国会に送り込んで、その国会議員が同性婚の制度を作ること、それこそが同性婚を実現するために必要な手順でしょうということをおっしゃっています。裁判所が前に出ていく話ではないでしょう。

ですが、最初に説明したように、同性愛者が一丸となって国会に働きかけて選挙活動を頑張っただけで、同性婚に賛成する国会議員を国会に送り込んで法律を変えるという方法もあるのですが、同性愛者は数が少ないわけですから、彼らが一丸となって、あるいは彼らに賛同してくれるアライ（英 ally：味方）の方たちが一緒になって頑張っても、やはり同性婚に賛成する国会議員が国会の過半数を構成するほど国会に送り込むのは難しい、ほとんど不可能なわけです。

この2点が札幌地裁と大阪地裁の判断で判決が異なった大きな要因です。

(8) 札幌高裁判決と感想

今年（2024年）3月14日に札幌高裁で判決が出て、札幌地裁よりさらにいい判決でした。比較しながら説明します。まず、結論ですが、札幌地裁は、現在の法律は憲法14条1項に違反して違憲だと判断しました。一方、憲法24条1項の婚姻の自由には同性婚の自由は含まれないため、憲法24条1項には違反しませんと判断しました。一方、札幌高裁は、憲法14条1項に反すると判断しました。これは札幌地裁と同様です。さらに憲法第24条は同性カップルの婚姻の自由も保障していると解釈できるとして、憲法24条1項、2項に関するに違反するという画期的な判断をしてくださいました。札幌地裁が憲法14条だけだったのに対して、札幌高裁は憲法14条だけではなく、憲法24条にも違反しているということをおっしゃってくださいました。そのようなわけで、札幌高裁はより進化した素晴らしい判決になりました。中谷さん、札幌高裁の判決を聞いて何か印象に残ったことはありますか。

中谷： はい。ではグッときたポイントを話したいと思います。まず札幌高裁のときは裁判長が最初に控訴人（原告）や傍聴席の支援者の人たちにもわかりやすいよう、つまり法律の専門家ではない人にもわかりやすいように判決を説明しますと述べるところから始まりました。判決要旨の読み上げはせずにつづつ解説するように、まるで授業をするように説明をしていたのが、グッときました。裁判長は最初にこの判決は憲法の何条に違反しているのかと明示してくれたので、冒頭で違憲判決が何条で出たのだということが実感できました。何よりも憲法24条1項はこれまでの全国各

地の地裁判決で全部合憲の判断が下され続けていたので、ようやく札幌高裁で初めて違憲だと判断されたこともとてもうれしかったです。あとは社会生活上の制度的な保障が受けられないだけでなく、保障がないということが本人の尊厳を著しく害しているということも言ってくれました。パートナーシップ制度だけではやはり足りないということも明言してくれました。他にも同性同士が結婚できるようになった社会で誰かが不利益を被ることはないと言っていたのも印象的でした。同性同士の結婚が認められると何か怖いことが起こるのではないかと、と思う人もいるなか、そういう恐ろしいことは起こらないよと世論を喚起してくれたのではないかと感じました。

パートナーシップ制度ではだめなのですか？の意見もあるが

高橋： ここまで見てきたのは、今の同性同士の結婚ができない法律は憲法違反なんだと裁判所が判断しているということです。ここで、違憲の状態を解消する方法として、「パートナーシップ制度ではだめなのですか？」という意見について考えてみたいと思います。パートナーシップ制度が何かと言うと、2015年東京都の渋谷区と世田谷区で始まったのを皮切りに、自治体で広がっている制度で、同性カップルの関係を公に証明する制度です。導入している自治体は2024年10月1日時点で470自治体、人口カバー率だと89%になります。それがパートナーシップ制度です。これがあるのだからわざわざ同性婚ができる状態にしなくても、パートナーシップ制度がどんどん拡充していけば、それでいいのではないのかという意見があります。中谷さん、それについてはご意見ありますか。

パートナーシップ制度を利用してわかったこと

中谷： はい。私は2018年、6年前に札幌市のパートナーシップ制度を利用したのですが、それから今に至るまでこの制度では解消できなかった困難がいくつかありました。まず、住む場所を選ぶときの事例です。今二人でマンションを購入して住んでいますが、その時も同性同士でペアローンを利用することかできませんでした。パートナーシップ制度を利用していてもその当時は同性カップルがペアローンを組むことは難しく、かなり無理をしながら家を買いました。もう一つは、二人の緊急事態に遭遇した事例です。私が交通事故にあってしまった時があったのですが、すぐ警察の方が現場検証に駆けつけてくれて、私は事故の当事者としていろいろな個人情報を聞かれました。「旦那さんはいますか」という質問があったので、私はパートナーと暮らしているということ、この写真にあるような「パートナーシップ宣誓書受領カード」という、制度を利用するともらえる小さなカードを警察官に見せて、こういう制度を利用している同性カップルですと言いましたが、警察官の方から「中谷さん、このカードは自分で作ったのですか」と言われてしまって、制度を活用して自分たちの関係を守ることが出来ませんでした。

そのように、このパートナーシップ制度の受領カードも全然効果を果たさなかったということがありました。やはりパートナーシップ制度だけでは足りないと感じることは本当に多くて、法的効力がないので、自分たちの関係をさっきの警察官とのやりとりのように証明できないということもしばしば起こるわけです。その都度、ケースバイケースの対応になってしまいます。一方、異性同士で結婚している二人であれば、「ご関係は？」と聞かれて、「配偶者です」とひと言説明するだけで、いろいろな制度の扉が自動で開くのではないかと思います。一方、同性カップルは、「ご関係は？」と聞かれて、様々言葉や説明を尽くしてようやく自動扉が開くか開かないか…という状

況です。やはりパートナーシップ制度では婚姻制度とは程遠いものになってしまうのかなと思います。

高橋： 今お話をしていただいた通り、パートナーシップ制度の法的効果は全くありません。中谷さんがおっしゃっていた他にも、婚姻じゃないと与えられない権利がたくさんあります。法定相続権や配偶者控除（所得税）、結婚していると税金が安くなる、そういう制度はパートナーシップ制度にはありません。あるいは相続税も配偶者だと安くなる制度がありますが、パートナーシップ制度を使ってもこの効果は得られません。配偶者ビザも子どもの親権もだめです。病院での面会や病状説明、手術の合意も、病院の理解がないとだめです。

ここまで説明すると、法的効果がないのが問題なのであれば、自治体レベルではなく、国のレベルでパートナーシップ制度を作って、そこに法的効果を付与したらいいのではないかとおっしゃる方もいます。中谷さん、どうでしょうか。

国によるパートナーシップ制度導入の大きな問題点

中谷： はい、国のパートナーシップ制度を導入したときに大きな問題点が二つあると思います。一つは、あらたな差別を生み出してしまう可能性があるということです。異性カップルに認められている婚姻制度を利用できない立場にいるということは、結局、現行の結婚制度が使えない同性カップルはどうしたって異性カップルより劣った存在である、という意識を社会に植え付けてしまうという問題点があります。もう一つは、制度の利用は社会へのカミングアウトに繋がってしまうということです。国のパートナーシップ制度を使う、それは構造として同性カップルしか使えない制度となると、その制度や法律を使うことイコールカミングアウトになってしまいますよね。そうするとまだまだ LGBTQ+への偏見が根強いこの社会では、一部のオープンにしている同性愛者の人たちなど、当事者でも非常に限られた人しか使えない制度になってしまう、そんな問題があると思います。

今後の展望と課題

高橋： 時間が残り5分となってきましたので、締めに入りたいと思います。この訴訟の今後の展望と課題等について話したいと思います。先ほど札幌高裁の判決が出て札幌地裁より進化した素晴らしい判決だったということを説明しました。ところが、私たちはその二か月後くらいの5月に上告をしました。上告とは何かというと、今度は最高裁判所にもう一度判断をし直してくれというのが上告です。中谷さん、私たちがなぜ上告をしたのでしたか。

中谷： この写真は札幌地裁で判決が出たとき、そしてもう一つが2024年3月14日に札幌高裁で判決が出た時に、その日の夕方、当時の官房長官がそれぞれ記者から受けとめを聞かれてコメントをしているのですが、判決が何年もかけて各地で出されるたびに当時の官房長官が毎回、「他の裁判所に継続中の同じ訴訟の判断をまずは注視していきたい」と、毎回同じことを述べて終わっています。ただ地裁、高裁と全国で違憲判決が次々と出ていて、他の地裁の判決でも違憲判決が出ているのにもかかわらず、政府はずっと「注視していきたい」の一点張りで、法制化に向けての動きは一切見られません。議論すらなされていない、国会が動く気配が全くない状況なので、最高裁で違憲判決を出してもらって国会に大きなプレッシャーを与えるしかないと思って、上告することに決めま

した。

私は「婚姻平等が実現された社会」がもたらすものとしては、同性同士で生きていたいと思うカップルは制度で守られる、社会保障を受けられるということだけではなく、「社会的な承認」を与えて希望を生み出すものなのではないかと思っています。当然ですが、結婚したいと望む私のパートナーもその他の同性カップルたちも命は有限であって、生きられる期間は一日ずつ減っています。同性同士で生きていたいと願う当事者の一人として、ぜひできれば最高裁判決を待たずに国がきちんと法整備を進めてくれて結婚の自由が認められる社会になることを強く望んでいます。

高橋： そのようなわけで、さすがに最高裁から憲法違反だと判断が出たら、国会は法律を変えざるを得なくなるかなと思います。そんな最高裁判決はいつになるのだろうか、ということですが、大体あと2年くらいかなと思っています。

では、肝心のどんな判決が出るのかということですが。これまで札幌、東京、名古屋、福岡、大阪の各地裁と、札幌高裁及び東京高裁の判決が出ていますが、合憲だと言っているのは大阪地裁だけです。残りの裁判所は全て憲法違反だと言っています。この状態で最高裁が何らの憲法違反を指摘しないというのは、ちょっと考え難いので、私たちとしては、最高裁は何らかの条文にひっかけて憲法違反だという判断はするだろうとは思っています。しかし、最高裁が違憲判決を出すとは言っても、どんな違憲判決か、というのがとても重要なのです。

それはどういうことかと言うと、同性間で結婚できない今の法律の状況は違憲ですが、この違憲の状態を合憲の状態に直す法改正については国会のみなさんで考えてくださいと、フリーハンドで国会に渡してしまうと、国会はその検討に時間をかけることになるので、せっかく最高裁が違憲だと言ってくれても、同性婚ができるまでに長い年月がかかってしまうかもしれない。もしかすると、先ほどご説明した同性パートナーシップ法を作ってしまうかもしれない。やはり、最高裁が、今の異性愛者が使っている婚姻制度の枠を広げて、同性愛者も使えるようにする法制度の改正、これ以外の方法は違憲なのだということまではっきり言っていたいただきたいなと思っています。どんな判決が出るかお楽しみということですが。

この訴訟は最高裁まで上告していますが、もし、今からでもこの訴訟を応援したいという方がいらしたら、その方たちは何ができるでしょうか。

中谷： まず一つ目は寄付ですね。この訴訟は Marriage for All Japan という団体が後方から応援をしてくれています。そこで寄付を募っています。訴訟にかかるお金についてですが、裁判費用だけではなく、年に一回、国会議員のみなさんに直接東京に会いに行き、国会議員に法律を変えてくださいと訴えるキャンペーンなども行っているため、それらにかかる費用の寄付をぜひ頂けたら嬉しいなと思っています。二つ目にできることは、国会議員にお手紙を書くという行動をはじめとして、法律を変えていく当事者である国会議員に直接働きかけることも実はできます。国会議員の SNS で情報拡散をしてもらう時もあります。あとは、全国でプライドイベント(注5)も開催されているので、そういったイベントに足を運ぶのも有効だと思います。札幌でも毎年、「さっぽろレインボープライド」という LGBTQ+ や多様セクシュアリティを尊重し認め合おうという

(注5) LGBTQ の文化を讃えるパレードや、パレード前後に行われるイベントの総称

イベントが開かれていて、そこに必ずこの「結婚の自由を全ての人に」の弁護団や原告がブースを出すなどしていますので、そこに参加をして賛同の意を表明するというのもできるのかなと思います。ぜひ、ご協力をよろしくお願いいたします。

高橋： 以上で終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

(一同：拍手)

Ⅲ 質疑応答

高橋： 「次の国会でいわゆる同性婚の法制化が実現に向かった動きがあったとします。そこで注視すべき点や懸念される点はありますか」という質問をいただきました。ちょっとこれと関連して「衆院選の結果をどう受けとめていますか」というお話も何件かありました。

まず衆院選の結果ですが、同性婚の法制化には追い風と言えるのかどうなのか、追い風と言えるかまではわからないけれど、明確に同性婚に反対している政党の議席が減ったという意味ではこちらにとっていい方向に進んでいるのではないかと思います。あとは衆院選とは直接関係はないのですが、自民党の総裁選でも石破茂さんが総裁になって、あの方は候補にあがっていた方たちのなかでも、同性婚については割と積極的な立場だったと思いますので、そういった意味では今後、国会の議論において今よりもっと同性婚の法制化に向けた具体的な話し合いが行われる可能性は高まったのかなと思います。

そして、この動きのなかで注視すべき点や懸念される点、これはまさに先ほどお話をした、「別制度」を作ろうとしないかどうかということだと思います。同性間の結婚ができない現行法令が憲法違反だというのは先ほど説明をしました。その憲法違反の状態を解消するために、今異性愛者が使っている婚姻の制度を広げて同性愛者も使えるようにするのか、あるいは結婚と全く同じ効果をもった別の制度を作るのか、二通りの考え方があります。もし国が、別の制度を作りましょうという動きになったとすると、先ほど中谷さんが話されたように、同性愛者は異性愛者と同じ制度を使うことのできない二級市民だ、劣った存在だというレッテルを張られてしまう危険性があると思います。国会がそういった動きになっていかないかどうか、注視していかなければならないと思っています。

中谷： それについて私からも意見があります。世界的にこの同性婚の法制化の動きを見ると、アジアのなかで、最初に同性婚の法制化が2019年台湾で実現したことは、みなさん、ご存じかもしれません。ただ台湾は、実は私たちが求めているように、異性同士の結婚という制度に同性カップルも組み込んでくださいと訴えていたのですが、残念ながら台湾では異性同士の結婚をそのまま同性間に当てはめることはできないから、別の法律で同性カップルの人たちも結婚ができるよという風な組み立てにされて、2019年に同性婚の制度が成立しました。ですから台湾に行くと台湾の婚姻届は異性カップル用と同性カップル用と別々になっていて、自分たちで選んで出すという形になっています。

台湾という国は私からするとすごくジェンダー平等も進んでいて、LGBTQ+等の権利もきちん

と保障されている素晴らしい国だなと思いつつも、でもやはりそうやって同性婚は特別なものという感じで分けられることによって、また結局、同性カップルの人たちは、今までずっと使われてきた異性同士の結婚制度にはのれない人たちだよねという風な反発やバッシングが生まれていたりもするので、やはり日本でも他の国で起こった事例をきちんと踏まえながら、同性同士の婚姻を認める法制化をちゃんと議論していかないと、同じことがこの国でも起きるのではないかと私は感じています。

中谷： 次は私への質問です。「意見陳述ではどのようなお話をしたのか、どのようなことを意識して陳述内容を考えたのか聞きたいです」ということです。

札幌地裁と札幌高裁で計3回の意見陳述と1回の尋問を経験しました。意見陳述では、裁判が初めてだったので意見陳述は何を書けばいいのだろうとドキドキしながら弁護団のみなさんに何を書けばいいのでしょうかと聞いたら、好きなことを書いてくださいと言われたので、私はパートナーとの出会いのことやどうしてパートナーと結婚したいと思っているのか、実際にパートナーシップ制度を使った時に制度では保障がされなかった警察官との話とか、家を買うときの困難だとか、そういうところも裁判官のみなさんに意見陳述で述べました。

高橋： 私への質問です。「札幌地裁で初めての判決で、違憲判決ができることはまずないと言われていたなかで出された違憲判決、札幌高裁ではさらに進んだ判決が出されて、その一番の要因は何だと思いますか。世論も変わってきているという話もありましたが」ということです。

札幌地裁は憲法14条1項に違反して違憲、ただ憲法24条1項の婚姻の自由には同性間の婚姻の自由は含まれていないと判断しました。それに対して札幌高裁は憲法14条1項にも違反するし、憲法24条1項が保障する婚姻の自由には同性間の婚姻の自由も含まれていると判断をしました。そもそも憲法24条1項違反を指摘したのは札幌高裁が初めてだったのですが、それまでの裁判所がどうして憲法24条1項の婚姻の自由に同性間の婚姻は含まれないと言っていたのか、それはやはり条文の文言が理由でした。どの裁判所も文言にとらわれていたのですね。「夫婦」とか「両性」という文言が憲法24条1項に書かれていたと思います。先ほど言いましたが法律家というのは文言にとらわれることなく、文言の趣旨や背景にさかのぼってその文言の意味内容を確定していきます。そうは言ってもやはり文言から離れすぎると解釈はなかなか難しい。そういう意味で、裁判所は勇気がいるのでしょうか。そして、これまでの地裁判決は、勇気が出せなかった。そんな中で、質問者が書いてくださったように、高裁の判決が出されるまでの間にいろいろと世論も動いてきていますし、裁判所が、より理屈や常識に従った判決を書きやすくなってきているということだと思います。

高橋： 続いて、「どうして最初の法律で同性婚の制度がなかったのか」というご質問です。

最初から同性間が結婚できるように法律を作っておけばよかったのではないかと、ということですね。当初、明治時代に民法が作られたとき、そもそも法律を作った人たちはこの世に同性愛者が一定数いるのだということを全く想定していなかったということだと思います。想定していないも

のですから、想定していないものは制度化できません。当然、そこに禁止の趣旨もありません。そもそも全く念頭になかったということだと思います。

中谷： 憲法 24 条に「両性の合意」とか「夫婦」と何十年も前に書かれたことで、今の私がこんなにこれらの言葉で苦しめられているのだと感じます。ただ、憲法の下にある法律というものは、その時代に合わせて変えていくものなのかなと思っているので、日本国憲法ができた時には同性カップルは想定されていませんでしたが、そこから同性愛という性的指向を持つ人がいるのだということがわかってきて、30 数年前には WHO で同性愛は病気ではないということがきちんと明言されて、社会は必ず変わっていったので、法律も本当に変わっていった欲しいと思いました。

高橋： 次の質問です。「LGBTQ への差別は婚姻の自由の侵害の他にもいろいろあると思います。今後どのような差別と闘っていく必要があるのでしょうか。私も知らずに差別をしているかもしれません。どんな差別があるのでしょうか」

この質問に私がぱっと思いついたのが、「マイクロアグレッション」です。「小さな攻撃性」と言ったりもしますが、聞いたことはありますでしょうか。この国をまだまだ支配している異性愛規範、すなわち、異性愛者が正常で同性愛者は異常だという価値観に基づいた、それが根底にある発言というのは、まだまだこの日本で生活していてもなされることがあります。例えば、「彼氏がいるの?」とか、「彼女はいるの?」とか、それはその方が異性愛者であることを当然の前提として、異性愛者で当たり前でしょうと、無意識の差別があって言うてしまう発言だったりします。

同性愛者の方は、こういったマイクロアグレッションが、一つ一つは大したことがなくても、1 日に 10 回、20 回、100 回、年にすると年千回も浴びるわけです。そうするとそれは真綿で首を絞めるように、どんどんその人を苦しませていってしまいます。LGBTQ の精神疾患の発症率はそうじゃない方と比べて高いという研究結果もあります。ですから、世の中には一定数 LGBTQ の方たちがいるのだと、左利きの方たちと同じ数くらいいるかもしれない、日本の四大名字と同じくらいいるかもしれないということを常に念頭において、日々の発言をしていくというのが、自分が差別をする側に回らない一つの方法なのかなと思ったりしました。

中谷： LGBTQ をめぐる差別、婚姻の自由の侵害については完全に法律や制度的なハードな面での差別ですが、私がもう一つ LGBTQ+ をめぐって、大きな差別がおきていると思っているのが、SNS 上を主な場所とするトランスジェンダーに関する差別です。SNS 上ではトランスジェンダーの人がお風呂やトイレのことばかり困っているように語られているのですが、この社会に実際生きているトランスの人たちというのは、風呂、トイレだけではなく、本当にもっと根源的な部分で自分自身の性別の違和感や、社会的に自分の望む性別が使えないことへの、ストレスをすごく感じています。でもそこが見えなくされていて、お風呂やトイレにトランスジェンダーの人が自由に入ることになったら、まるで女性の人たちの安心、安定が脅かされるというような言われ方をされていて、まるで、女性というマイノリティ性を持つ人と、トランスジェンダーという性別に違和感があるというマイノリティ性を持つ人とを分断させるような気がしています。SNS で書かれていることが本当に正当な主張であるのかは、私たちが見ていかなければいけないなと思っています。

中谷： 次の質問です。「裁判費用は一回でどのくらいかかるのでしょうか」

高橋： いただいております。(笑い)

中谷： (笑い) 原告、実は裁判にかかる費用を弁護士さんたちに払っていません。

高橋： 弁護士はこの手の裁判はみんな「手弁当」でやっています。他の業務でお金を稼いで、こういうところで、社会のために活動するというのが弁護士に託された使命ですので。なんか格好いいこと言っちゃいました(笑い)。

中谷： みなさん、本当に報酬はゼロでやっていますよね。

高橋： そうですね。

中谷： 私への質問です。「自分が同性愛者だと自覚した際に、周りに公表するのにためらいがありましたか」

はい、ためらいはすごくありました。自分が同性愛者だということを一切隠して生活してきた時期が10年間あります。それは大学生から社会人の途中までですが、隠してしまうと周りの人から発せられる差別的な発言を受け止めなければならないとか、あとは私が異性愛者で男性が好きだろうということを前提に話をされたりしてしまうことが起きます。先ほど高橋先生がおっしゃった、マイクロアグレッションを受け続けていて、自分が公表したら差別される、馬鹿にされるとか、そういう気持ちになって言えなかった時期もありました。

高橋： これは中谷さんへの質問ですが、ちょっと深いなと思って、私も考えたいと思います。「同性婚の話とは少しずれますが、LGBTQの人に配慮するのは逆に差別されていると感じてしまうのですか」という質問です。

いいえ、差別とは感じないですね。この話を聞いてちょっと思ったのは、この方がどういう趣旨で質問をしたのかわかりませんが、例えば電車で車椅子の方がいて、その方を積極的に助けようと近づいていったら逆に邪険に扱われたり、そういうことがあったりしたときに、社会的なマイノリティの側が手を差し伸べられるということが、自分は社会的弱者なのだと自覚をその人に与えることになるから、逆に助けてもらったり配慮してもらったりすることによって、その人自身にあなたは差別をされているという意識を与えてしまうことになるのではないかということなのではないでしょうか。

私がいつも思うのは、同性愛者は異性愛者と比べて社会的に劣った位置に今はあるので、その差を埋めて平等にして欲しいということを訴えています。その差を平等にしてもらうために配慮してもらうことについて、私は逆に差別されているなどか感じることはないです。むしろありがたいという風に思っています。ただ、もしかすると、中には同性愛者の方、あるいはLGBTQの方に手を差し伸べようとする方がいたときに、私は助けてもらわなければいけない存在ではないという風に感じてしまう方はいるのかもしれませんが。質問の趣旨が読み取れていなかったら申し訳ないのですが、深い質問だと思います。中谷さんへの質問ですが私が答えました。

中谷： ありがとうございます。

高橋： 「弁護士バッジがかっこいい」という意見があります。

一同： （笑い）

高橋： 見たかったらいくらでも。あとで見に来てください。

中谷： 質問は大体さらいましたか。

高橋： さらいました。あと「大阪地裁判決のようなパートナーシップ代替手段に不利益が相当程度解消されると誤った認識が正されたのであれば、婚姻による夫婦同姓の強制において旧姓使用の奨励という取り繕いも是正されるかと思うが司法の場でそれが進まない理由は何か…（声に出さずに読んでいる）」

高橋： これはどういったことでしょうか。

中谷： これは選択的夫婦別姓の状態のことでしょうか。

高橋： この質問をされた方、よければ趣旨をお願いしてもよろしいですか。

質問者： 私はあまり日本にいなかったのでよくわからないのですが、選択的夫婦別姓の問題でやはり違憲判決がどんどん今回の札幌高裁でも出ていいはずだと思います。いわゆる国側は旧姓使用を認めている、だからいいのではないかということを使うわけですね。でもおかしい。パートナーシップ制度でごまかそうとしているのと同じように旧姓使用も、だから別に夫婦が同じ姓でもいいのではないか、そのように言う国の言い分はおかしいと思うのですが、この夫婦選択的別姓については、あまりこういう札幌高裁には画期的な判決は出ない、出ていないのかな、最近、情報は知らない、そういう趣旨で書きました。

高橋： そうですね。札幌は今まさに夫婦別姓訴訟をやっている最中だと思います。夫婦別姓訴訟において、旧姓使用を認めているから夫婦同氏でも問題ないのではないかという話も通用しなくなってくるのではないかと、理屈から言うとまさにその通りだと思います。司法の場でそれが進まない理由は何か。それもやはり裁判官も人間なので個々人考え方や価値観があって、それぞれの裁判官の考え方も影響しているのだとは思いますが。司法の場で進まない理由はどうなのでしょう。私も一緒に考えたいと思います。

質問者： 中谷さんにも質問を書きました。

中谷： 「衆院選の前なのに立候補者の従来のこの問題に対する言動を立候補時点での所信等を調査して公表して投票行動につなげるというような運動形態がなされていると思いますが、それはマジョリティに注視されるために有効だと思いますか」

はい。一つはマスメディアで取り扱ってもらえるかどうかということですね。今回の衆院選では割とジェンダーのことに限っては同性婚ではなく、選択的夫婦別姓がよく取り上げられていたと感じていて、もちろん同性婚のことについて取り上げたメディアもありましたが、やはり一つニュースや新聞などで今回の衆院選のここがポイントですと同性愛者が取り上げられるというのは、それはマジョリティが「ああ、こういう面でも誰に投票するか選べるのだ」と知ることができるのではないかと思います。

質問者： 今までもいろいろそういう争点というのか、社会で困っている方がそういったことを立候補者に調査して、それはその団体、一般のいろいろな団体がマスメディアに発表して欲しいとみんな思っていると思います。この問題もそうだし、これが例えば「ニュース 23 (TBS)」とか「サンデーモーニング (TBS)」だとか「朝日新聞」だとかに出ても、新聞やテレビでそういうニュース番組を見ない人はやはりこういう問題があると思わないで、なんとなく裏金だからここに入れようとなる。こういうことはすごく大事だけれど、まだまだマイノリティの問題をそういう投票行動の最初に言った少数者の権利を国会に送り出す、反映をさせるための取り組みがメディアという以外にもないのかなと、そういう気持ちがあって。

中谷： あとは、SNS も最近、選挙活動ではすごく使われています。「NO YOUTH NO JAPAN」など、若者たちが選挙行動をもっとできるように、若者世代にささるような SNS のいろいろなコンテンツを使って様々な政党の取り組みを紹介する、そのようなことをしている SNS もあります。あと同性婚のことで言うと、「Pride Vision」(注 6) というコンテンツを、今回の衆院選で初めて全国的に導入しました。各地に選挙ポスターが貼られますが、そのポスターをネット上で入手できるアプリで読み取ると、AR カメラ(：デジタル情報を同時に表示できる機能をもつ)で「同性婚に賛成」と言った議員は華々しくカラフルに「賛成！」と出てきて、反対の議員は「反対」と出て来る。そういうちょっと面白おかしくポスターを映し出ししながら、自分の投票できる選挙区の候補者の姿勢を見られる、そういう取り組みもしていました。それがもっと広がっていけばいいなと思います。

IV 総括

訴訟では、性的少数者である LGBTQ+の人々にとって、同性婚を民法や戸籍法で認めていないことは、婚姻の自由について規定した憲法 24 条、平等原則を規定した 14 条、そして幸福を追求する権利の 13 条に違反しているかどうか争点でした。また基本的人権の保障が棄損されていることへの慰謝料を国に求めています。

憲法 24 条に関しては、その 1 項にある「両性」あるいは「夫婦」の文言は、異性間の婚姻の自由を定めたものであり、同性間の婚姻の自由は保障されていないと被告である国は主張しています。一方、たとえ「両性」「夫婦」という文言が使用されていても、条文の趣旨に沿うなら同性婚の自由を保障していない理由にはならないと原告らは主張しました。憲法 14 条に関しては、同性婚を認めないことの合理的理由の有無が争点となり、婚姻制度の目的は子を産み育てる関係を保護することであるとし、子を産まない同性婚を法的に保護することに合理性はないとした国に対して、原告側は、婚姻制度の目的は両者の人格的結びつきの安定であり、同性婚だからといってこれを保障しない合理的理由はないと主張していました。

2021 年の札幌地方裁判所の判決は 24 条合憲、14 条違憲というものでしたが、これを不服として控訴した結果、2024 年 3 月の札幌高等裁判所ではともに違憲とする画期的な判決がなされました。勝訴の瞬間について、中谷さんは「何をやっても駄目だった壁がやっと破られた」と感じたこと、婚姻の保障がないことは個人の尊厳を著しく害している、同性婚が認められたとしても誰の不利益にもならないことを

(注 6) 2025 年の参院選からは“Marriage Vision”となり、同性婚と選択的夫婦別姓と両方を見ることが出来る。

裁判長が判決理由の中で明言してくれたことに感動したと述べていました。

講師のお二人はこの日のために掛け合い形式という珍しい構成での講演を準備してくれました。弁護の論理構成や勝訴判決にいたる経緯を時系列で理解できただけではなく、その時々原告の不安や憤り、そして歓喜といったリアルな感情のあり様が当事者の語りとして逐次的に差しはさまれたことで、裁判に伴走してきたような臨場感をすら覚えました。9回実施してきた憲法カフェですが、このような形式での実施は初めてのことで、今後のカフェの在り方に一石を投じるものとなりました。実は講師のお二人にとっても、このような構成での講演は初めての試みだとおっしゃっていましたが、会場からの質問に答える際の互いの阿吽の呼吸や問合いの取り方も絶妙で、原告とその弁護士との信頼関係と絆の硬さを窺い知ることができました。

また今回、学生への参加を初めて呼びかけました。結果的に12人の学生が参加してくれましたが、登壇者のお二人はそのためなのか、かみ砕くようにLGBTQに関してや裁判に関連する専門用語をその都度解説しながら話を進めてくれました。まさに誰にとっても理解しやすい内容でした。学生たちは初めて間近に見た原告や弁護士であったためか、「弁護士費用は」などという素朴な質問が出るほど和やかな進行となりました。「もちろん無料です」という、高橋さんの回答には、皆思わず頭が下がったのではないかと感じました。これは確かに失礼な質問ではありましたが、結果的には最も的を射た質問だったからです。実名で被害者が名乗りを上げること、5年間にもわたった裁判の弁護を無料で引き受けること……。社会課題に挑む場では、誰かが矢面に立つ勇気を持ち、誰かが手弁当でそれを支えていることを、私たちは共に自覚させられた瞬間でした。

さて、2025年3月末日現在の裁判結果を縦覧してみましょう。

各裁判所の判断			憲法			
			1項 結婚の自由	24条 2項 個人の尊厳に立脚 した法定	14条 1項 法の下での平等	13条 幸福追求権
1審	2021年 3月	札幌	×	×	○	×
	2022年 6月	大阪	×	×	×	×
	2022年 11月	東京	×	△	×	
	2023年 5月	名古屋	×	○	○	
	2023年 6月	福岡	×	△	×	×
	2024年 3月	東京	×	△	×	
2審	2024年 3月	札幌	○	○	○	×
	2024年 10月	東京	—	○	○	
	2024年 12月	福岡	—	○	○	○
	2025年 3月	名古屋	—	○	○	—
	2025年 3月	大阪	—	○	○	—
最高裁	未定	東京				

憲法カフェ9以降、同性婚裁判でまだ結審していなかった全ての高等裁判所の判決がだされてい
ます。最後は一審で他の4件と異なる合憲との判決を出した大阪地裁でしたが、2025年3月には一審の

判決を破棄して違憲との判決となりました。全国すべての高裁において、同性婚を認めない民法は憲法違反との結論が出そろったこととなります。しかし民法を改正せず、放置していることに対する国家賠償に関してはいずれの裁判でも認められませんでした。しかし、登壇してくださったお二人にとっては、全ての高裁で憲法違反の判決が出そろったということは、大きな一歩であり、互いに大いに喜び合ったであろう様子が目に浮かびます。少なくとも憲法カフェで時間を共有し、当事者のお二人から話を伺うという幸運な機会に恵まれた参加者にとっても、このニュースは決して他人事ではなかったと感じます。判決は憲法違反であることは認めましたが、慰謝料に関してはいずれも認めませんでした。しかし、まだ同性婚問題の活動は、目標までの途上でしかありません。

2025年5月現在、札幌、東京、福岡、名古屋、そして大阪の原告団は二審判決の一部を不服とし、完全な人権回復を求めて最高裁に上告をしています。今後の裁判の流れに強い関心を持ち続けることも支援の一つではないかと感じます。